

海田町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託事業者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

海田町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 内容

別紙仕様書による

(3) 履行予定期間

契約締結の日から令和9年3月31日

(4) 委託料等

①委託料は成果報酬型によるものとし、本業務委託を通じて寄附受領に至った場合、次の式で算定した額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）

②委託料率の上限は、20%とする。

2 募集に参加できる者の形態

民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又はその他法人

3 申込資格

次の要件全てに該当するものとする。

(1) 令和7～9年海田町物品調達等入札参加資格者として、登録があること。

ただし、参加申込に合わせて競争入札参加資格の申請をする者は、この要件を満たしている者として取り扱うため、申請の手続きをすること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、海田町の指名競争入札に関する指名除外を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続等がなされていない者であること。

(5) 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれにも該当しない者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与していない者

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(5) 破産者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者

(6) 海田町長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 申込方法等

申し込みを希望し、申込資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年7月21日から随時
- (2) 提出先 海田町役場 企画部財政経営課
- (3) 提出方法 電子メール、郵送（受付期間内必着）又は持参
- (4) 提出書類（部数は郵送又は持参の場合）

- ①申込書（様式1） 1部
- ②申込資格確認書兼誓約書（様式2） 1部
- ③会社概要書（会社パンフレット等）（任意様式） 7部
- ④企画提案書（任意様式） 7部

※その他町長が認める必要な書類の提出を求める場合がある。

- (5) 提出書類の作成にあたって

企画提案書必要記載事項

- ①受託体制：事業の実施体制、従事者の経験・資格
受託実績：同種の事業の他自治体での受託実績
- ②業務目的達成のための手法等：業務目的を達成するための手法等、効果的で実現性のある提案
- ③寄附依頼企業の選定：具体的なデータや根拠に基づき、寄附依頼を行う企業の選定方法
- ④委託料率
- ⑤その他：独自のPR方法や企画など、寄附獲得に資する支援

5 審査方法

評価にあたっては、提案書の書面審査のみ行うものとし、提案者へのヒアリングは行わない。発注者が企画提案書により別紙評価表に基づき評価、採点を行い、各評価者の合計得点の平均値が50点以上の企画提案者を委託予定業者とする。合計得点の平均値が50点未満の企画提案者は、候補者として選定しない。

6 審査結果通知

申し込みを受け付けた日から15日（土・日・祝日を除く）以内に申込書に記載されたアドレスへメールにより通知する。

7 契約の締結

審査により選定された企画提案者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議、契約交渉を行うものとする。ただし、締結予定者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、契約締結しないことがある。

8 失格事由

申込者に次の行為があった場合は、失格（受託候補事業者からの除外）とする

- (1) 評価者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (3) 正当な理由なく契約を締結しない場合
- (4) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (5) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合

- (6) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと評価者が認めた場合
- (7) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (8) その他評価者が不適合と認める場合

9 その他

(1) 辞退について

申込書の提出後に辞退する場合は、海田町財政経営課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を書面（任意様式）により、提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 申込書、企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出資料に記入した配置予定者などを行なうを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ海田町から承諾を得るものとする。

(4) 提出資料の取扱い

①提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。

②提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は複写等）することができるものとする。

③提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、海田町情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(5) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。

(6) 随意契約の締結予定者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

(7) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

別紙

【評価表】

評価項目	配点	評価基準（着眼点）
実施体制・受託実績	10点	①事業の実施体制 ②従事者の経験・資格 ③他自治体での受託実績
業務目的達成のための手法等	30点	業務目的を達成するための手法等について、効果的で実現性のある提案がなされている。 ①業務全体の進め方・スケジュール ②企業へのアプローチ手法の効果性 ③提案内容の実現性・具体性 ④自治体との連携・報告体制
寄附依頼企業の選定	20点	具体的なデータや根拠に基づき、寄附依頼を行う企業の選定方法が提案され、その範囲も適切である。 ①選定方法の具体性・根拠 ②対象企業の範囲の適切性 ③企業リストの充実度・独自性
その他の提案事項	10点	①独自のPR方法 ②寄附獲得に資するその他の企画
委託料率	30点	《委託料率に係る点数の計算方法》 委託料率20%を0点とし、1%下がる毎に1点を加算する。 10%未満は2点加算する。 (19%：1点、18%：2点、…、9%：12点、8%：14点…)
合計	100点	